

個人の自宅を買い取る際に 次の行為をしていませんか？

宅建業法違反のおそれがあります

❌ 突然消費者の自宅を訪問し、住んでいる自宅を売らないかと朝から深夜まで居座り勧誘を続けた。

❌ 消費者から「もう勧誘はしないでください」「契約はしません」と伝えられたが、営業担当を別の担当にするなどして引き続き勧誘を行った。

➡ 宅建業法 47 条の 2(業務に関する禁止事項)、宅建業法施行規則 16 条の 11(省令で定める行為)

❌ 「このマンションは 10 年後に取り壊される」などの虚偽の説明を行い、強引に自宅を売却させた。

➡ 宅建業法 47 条(業務に関する禁止事項)

❌ 契約締結にあたり、消費者に契約内容についての書面を渡さず、会社案内のパンフレットだけ渡した。

➡ 宅建業法 37 条(書面の交付)



お問い合わせ先

奈良県建築安全課

総務宅建係

(TEL: 0742-27-7563)